

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

**保険証**  
減額認定証を更新

## 保険証

8月から紫色になります

7月下旬に、後期高齢者医療制度の新しい保険証を送付します。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。  
**負担割合は毎年判定します**

医療機関での負担割合（1割・3割）は、前年の所得により判定しています。新しい保険証から、負担割合が変更になる場合があります。医療費の支払いが自己負

担限度額を超えた場合、後日、その差額を高額療養費として支給します。

## 減額認定証

**お持ちでない対象者は、申請してください**

減額認定証の交付を受け、医療機関などの窓口で提示すると、自己負担額を超えて支払う必要がなくなります。入院時には、食費などの標準負担額が減額されます。  
対象 市民税非課税世帯の人  
申請方法 保険証と印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードを持参の上、

申請してください。  
**すでにお持ちの人は、申請の必要がありません**

減額認定証をお持ちで、引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を保険証と同封して送付します。

有効期限が7月末の保険証・減額認定証は、廃棄するか、健康医療課医療保険係または上下支所市民生活係に返却してください。  
申請・問い合わせ先  
健康医療課医療保険係（市役所内・☎4317137）  
または上下支所市民生活係（☎6212114）

## 8月からの自己負担限度額・標準負担額

負担割合の区分	医療費の自己負担限度額（1か月当たり）		入院時の食費（1食当たり）
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並み所得者（3割負担）	57,600円	80,100円 ※医療費総額（10割）が267,000円を超えた場合、超過額の1%加算。	360円 ※平成30年4月1日から460円。
1割負担	一般	14,000円 ※年間上限は、14万4,000円です。	360円 ※平成30年4月1日から460円。
	区分Ⅱ	8,000円	210円 ※長期入院の場合は160円。
	区分Ⅰ	8,000円	100円

▷区分Ⅱ…市民税非課税世帯の人 ▷区分Ⅰ…市民税非課税世帯で、世帯の各種所得の合計額が0円となる人（公的年金所得は控除額を80万円で計算）▷長期入院…1年間の入院日数が90日を超えた人（90日を超えた時点で、入院日数が確認できるものを添えて再度申請が必要）

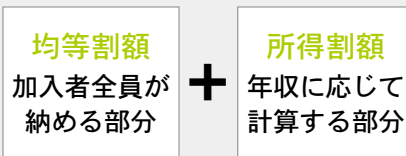
## 保険料

**後期高齢者医療保険料の軽減率が改定**

安心して医療を受けられる社会を維持するため、保険料軽減措置について見直しが行われました。

※総所得金額等は、「年金収入-公的年金控除」などで、社会保険料控除前の金額です。詳しくは、後期高齢者医療制度のしおりをご覧ください。

## 年間保険料額



### 変更点1

「総所得金額等-基礎控除（33万円）」が、58万円以下の人の所得割額軽減の特例が2割になります。この軽減の特例は、平成29年度で終了になります。

### 変更点2

均等割額の軽減について、5割軽減、2割軽減対象の判定所得の基準が引き上げられました。

### 変更点3

後期高齢者医療加入前に、健保組合などの被扶養者であった人は、均等割額が、特例的に9割軽減でしたが、平成29年度は7割軽減になります。ただし、世帯の所得が低い人は、所得額に応じて、9割軽減または8.5割軽減になります。

問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課（☎082150213060）または市役所税務課（☎4317121）

**保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します**

保険料は、前年の所得を基に計算します。保険料の納付方法は、原

則、年金からの天引きです。ただし、新たに後期高齢者医療制度の加入者となった場合、一定期間は保険料を納付書などで納付していただくこととなります。